平成２３年（フ）第７４５９号
東京都板橋区成増２丁目32―７―412
債務者　篠原　益美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６０号
埼玉県所沢市東所沢１―11―１―301、住民票上の住所埼玉県新座市野火止８丁目20―37―509
債務者　篠原千恵美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６１号
東京都港区白金台４丁目12―８―301
債務者　渡邉　佳代
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６６号
東京都練馬区田柄４丁目37―29―103
債務者　中山　千里
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４６８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目32―９―102
債務者　坂本　卓也
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４７８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３―３―909
債務者　吉谷喜代子（旧姓石澤）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８１号
千葉県市川市下貝塚３丁目３―３
債務者　中川原永晃
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８５号
東京都江戸川区西瑞江３丁目31―７―Ａ―102
債務者　真野ヒフミ（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８８号
東京都板橋区新河岸２丁目１―31―302
債務者　吉田　晶子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９２号
東京都東大和市高木３丁目291―１
債務者　大河内滋子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９８号
東京都大田区久が原１丁目28―12―202
債務者　後藤　洋之
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５００号
神奈川県川崎市麻生区百合丘３丁目20―３―103
債務者　宮林　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０８号
東京都杉並区高円寺南２丁目54―７―104
債務者　水本　真一（旧姓千田）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５１６号
東京都足立区南花畑５丁目５―８―504
債務者　根本　千春
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５２１号
東京都葛飾区柴又４丁目14―１―207
債務者　中村　忠義
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部